予 算 要 求 資 料

令和4年度6月補正予算 支出科目款:民生費項:社会福祉費 目:社会福祉諸費

事 業 名 生活困窮者自立支援事業費 (コロナ対策分)

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 地域福祉課 生活支援係 電話番号:058-272-2111(内線2648)

E-mail: c11219@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 補正要求額

3,322 千円 (現計予算額:

13,403 千円)

<財源内訳>

< //> // // // // // // // // // // // // //										
				財	源		内	訳		
区分	事業費	国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料		産入	寄附金	その他	県 債	一般財源
現 計 予算額	13, 403	10, 052	0	0		0	0	0	0	3, 351
補 正要求額	3, 322	3, 322	0	0		0	0	0	0	0
決定額										

2 要求内容

(1)要求の趣旨(現状と課題)

新型コロナ禍においては、これまで緊急小口資金等の特例貸付、住居確保給付金の特例措置、生活困窮者自立支援金等の経済面の支援を中心に行ってきたが、今後は、新型コロナの影響が長期化する中、経済面の支援も継続しつつ、「貸付や給付で終わり」ではなく、その後の生活再建や就労面など様々な課題を抱えた方々に対し、中長期的な伴走型の相談支援を充実させていく必要がある。

(2) 事業内容

【補正理由】

就労による自立支援を図るため、就労支援員を1名増員する。 就労支援員配置数 4人→5人

<所要見込額(委託料)>

基本給 193,300円×9月×1人=1,739,700円

※単価は県事務所等に配置の就労支援員の月額単価

諸手当 45,000円 共済費 273,185円 業務旅費 消耗品費 役務費 その他(机購入費、パソコンリース代等) 計 2,746千円 × 一般管理費(10%) ×消費税(10%) =3,322千円

(3) 県負担・補助率の考え方

- ○福祉事務所未設置の町村区域における実施主体は県(法第4条②二)
- ○負担区分

【自立相談支援事業】国庫負担3/4 (法第15条①三) 負担基準額は前年度以前の相談実績やプラン作成件数によって加算が変わる。 (令和3年度:94,500千円、令和2年度:47,250千円)

なお、1/4の財源については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当する。

(4)類似事業の有無

なし

3 事業費の積算 内訳

- 1.514.36.44.134	71 1 3 H/ V	
事業内容	金額	事業内容の詳細
委託料	3, 322	生活困窮者自立相談支援業務委託料
合計	3, 322	

決定額の考え方			

事 業 評 価 調 書 (県単独補助金除く)

□ 新規要求事業

■継続要求事業

1 事業の目標と成果

(事業目標)

何をいつまでにどのような状態にしたいのか

生活困窮者自立支援法(以下「法」という。)に基づき、生活保護に至っていない 生活困窮者(※)に対する「第2のセーフティネット」として包括的な支援体系を創 設し、郡部で福祉事務所を設置する県が実施主体として複合的な問題を抱える生活困 窮者に寄り添って自立を支援する。

※生活困窮者:現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなる おそれのある者(法第2条第1項)

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前 (R)	R2年度 実績	R3年度 目標	R4年度 目標	終期目標 (R)	達成率
2						

〇指標を設定することができない場合の理由

複合的な問題を抱える生活困窮者本人に寄り添って自立を支援することが目標であ り、単純に相談受付件数や支援終結件数を増やすことが目標になりえない。

これ	までの取組内容と成果)
令和2年度	・取組内容と成果を記載してください。 自立相談支援業務は岐阜県社会福祉協議会に委託して実施しており、圏域ごと に設置した4つの窓口で、生活困窮者からの相談を受け付け、支援を実施してい る。 令和2年度には、新型コロナウイルス感染症の影響で増加している生活困窮に 関する相談に迅速に対応するため、相談員を1名増員した。 令和2年度実績(R2.4~R3.3)新規相談件数 637件 プラン作成件数 462件 ※プラン作成は、前年度からの継続案件を含む。
令和3年度	令和5年度当初予算にて追加 指標①目標: 実績: 達成率: %
令和4年度	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

- ・事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断)
- 3:増加している 2:横ばい 1:減少している 0:ほとんどない

(評価) 3 法における実施主体が福祉事務所設置自治体とされており、郡部に福祉事務所を設置している県が事業を実施する必要がある。

また、新型コロナウイルス感染症の影響で増加している生活困窮に関する相談について、引き続き支援を行っていく必要がある。

- ・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか)
- 3:期待以上の成果あり
- 2:期待どおりの成果あり
- 1:期待どおりの成果が得られていない
- 0:ほとんど成果が得られていない

(評価) 2 令和2年度に637件の新規相談を受け付け、延べ462件の自立支援計画を作成し、多くの生活困窮者に支援の手を届けることができた。その結果として、自立相談支援事業として関わった中で、58名が職業のない状況から就労に結び付いており、困窮状況の改善につながっている。

・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか)

2:上がっている 1:横ばい 0:下がっている

(評価) 1 自立相談支援事業の委託については、県内の関係機関とのネットワークを持ち、最も効率的に業務を実施できる事業者を選定できるよう配慮している。

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項

事業の実施主体は県であるが、事業利用者は町村所在の住民であるため、当該住民と接する町村役場などの関係機関との連携強化が必要。

また、すべての生活困窮者が希望すれば窓口につながることができるよう、窓口の 拡大や一層の周知・広報について検討を続けることが必要。

(次年度の方向性)

・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか

町村役場などの関係機関との連携を深めながら、複合的な問題を抱える相談者を適切に支援していく。

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント	
又は事業名及び所管課	該当なし
組み合わせて実施する理由	
や期待する効果 など	